

○鹿児島県公害防止条例

昭和46年10月15日

条例第41号

鹿児島県公害防止条例をここに公布する。

鹿児島県公害防止条例

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 公害防止に関する施策(第8条—第14条)

第3章 規制措置

第1節 通則(第15条)

第2節 工場等の新增設の協議(第16条)

第3節 ばい煙又は汚水に係る特定施設に関する規制(第17条—第26条)

第4節 粉じん又は悪臭に係る特定施設に関する規制(第27条—第32条)

第5節 騒音又は振動に係る特定施設に関する規制(第33条—第39条)

第6節 特定建設作業に関する規制(第40条・第41条)

第7節 深夜騒音等に関する規制(第42条—第45条)

第8節 自動車排出ガスの排出等の防止義務等(第46条・第46条の2)

第4章 雑則(第47条—第48条)

第5章 罰則(第49条—第54条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、県及び市町村の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項その他公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ばい煙 次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(アに掲げるものを除く。)であつて規則で定めるもの

(2) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

(3) 汚水 次のいずれかの要件を備える水又は廃液をいう。

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

イ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

(4) 特定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭(以下「ばい煙等」という。)を発生し、又は排出する施設であつて、規則で定めるものをいう。

(5) 特定建設作業 建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて規則で定めるものをいう。

(6) 飲食店営業等 次に掲げる営業をいう。

ア 飲食店営業 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第1号に規定する営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものをいう。

イ 喫茶店営業 食品衛生法施行令第5条第2号に規定する喫茶店営業をいう。

(昭56条例39・一部改正)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の

防止に資するように努めなければならない。

3 事業者は、工場等を新設し、又は増設する場合は、公害の防止に関し、県又は市町村と協定を締結するように努めなければならない。

4 事業者は、この条例の規定に違反しないことを理由として、公害の防止について最大の努力をすることを怠ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、公害の防止に関する適切な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、県の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(県と市町村との関係)

第6条 県は、公害の防止に関する施策のうち、主として広域にわたる施策、統一的な処理を必要とする施策の実施及び市町村の行なう公害の防止に関する施策の総合調整にあたるものとする。

2 県は、市町村の公害防止に関する施策が十分に行なわれるように、技術的な助言その他の援助又は指導を行なうように努めるものとする。

(住民の責務)

第7条 住民は、県及び市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第2章 公害防止に関する施策

(環境上の基準)

第8条 知事は、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音及び振動に係る環境上の基準を定めるものとする。

2 知事は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、前項の基準が確保されるように努めなければならない。

(地域開発施策等における公害防止の配慮)

第9条 知事は、地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあつては、公害の防止について配慮しなければならない。

(施設の整備等の推進)

第10条 知事は、公害の防止のために必要な事業及び公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進する措置を講じなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第11条 知事は、公害の状況をは握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(公表)

第12条 知事は、毎年、県内における公害の状況及び公害の防止に関して講じた施策を公表しなければならない。

(調査研究等の推進)

第13条 知事は、公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施し、並びに公害の防止対策の研究を推進し、及びその成果の普及に努めなければならない。

(事業者に対する助成)

第14条 知事は、事業者が行なう公害防止のための施設の整備等について、必要な資金のあつせん、技術的な指導及び助言その他の援助に努めるものとする。

第3章 規制措置

第1節 通則

(規制基準)

第15条 次の各号に掲げる許容限度及び基準(以下「規制基準」という。)は、規則で定める。

(1) ばい煙、汚水、騒音及び振動については、特定施設、特定建設作業又は飲食店営業等からの排出等に係るばい煙、汚水、騒音及び振動の量、濃度及び大きさの許容限度

(2) 粉じん及び悪臭については、特定施設の構造並びにその使用及び管理に関する基準

(昭56条例39・一部改正)

第2節 工場等の新增設の協議

第16条 ばい煙又は汚水を排出する工場等で、規則で定めるものを新設し、又は増設しようとする者は、規則で定めるところにより、その新設又は増設に係る事業計画について、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 前項の協議があつた場合において、公害を防止するために必要があると認めるときは、知事は、当該工場等を新設し、又は増設しようとする者に対し、当該工場等の周辺の地域における公害を防止するために必要な措置を指示するものとする。

第3節 ばい煙又は汚水に係る特定施設に関する規制

(設置の届出)

第17条 ばい煙又は汚水に係る特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法
- (4) ばい煙又は汚水の処理の方法
- (5) その他規則で定める事項

(経過措置)

第18条 一の施設がばい煙又は汚水に係る特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更)

第19条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第17条第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第20条 知事は、第17条又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設から排出されるばい煙又は汚水が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙又は汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第17条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第21条 第17条又は第19条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙又は汚水の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第17条又は第19条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第22条 第17条又は第18条の規定による届出をした者は、第17条第1号又は第2号に掲げる事項に変更を生じたとき、又はその届出に係る特定施設の使用の廃止をしたときは、当該事由が発生した日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第23条 第17条又は第18条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第17条又は第18条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第17条又は第18条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(平13条例11・一部改正)

(ばい煙又は汚水の排出の制限)

第24条 ばい煙に係る特定施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該特定施設の排出口において規制基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 汚水に係る特定施設を設置している工場等から公共水域に排出する水(以下「排水水」という。)を排出する者は、その汚染状態が当該特定施設を設置する工場等の排水口において規制基準に適合しない排水水を排出してはならない。

3 前2項の規定は、一の施設がばい煙又は汚水に係る特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙又は当該施設が設置されている工場等から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から6月間(当該施設が規則で定める施設にあつては1年間)は適用しない。

(改善命令等)

第25条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙の量又は濃度が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期間を定めて当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該工場等の排水口において規制基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定による命令について準用する。

(緊急時の措置)

第26条 知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合にあつては、規則で定めるところにより、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、当該特定施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、規則で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第4節 粉じん又は悪臭に係る特定施設に関する規制 (設置の届出)

第27条 粉じん又は悪臭に係る特定施設を設置しようとする者は、当該特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類、構造、使用及び管理の方法
- (4) その他規則で定める事項

(経過措置)

第28条 一の施設が粉じん又は悪臭に係る特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更)

第29条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第3号及び第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(基準遵守義務)

第30条 粉じん又は悪臭に係る特定施設を設置している者は、当該特定施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第31条 知事は、粉じん又は悪臭に係る特定施設を設置している者が規制基準を遵守していないことにより、当該特定施設を設置している工場等の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定施設について規制基準に従うべきことを命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(準用)

第32条 第22条及び第23条の規定は、第27条又は第28条の規定による届出をした者について準用する。

2 第24条第3項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

第5節 騒音又は振動に係る特定施設に関する規制

(設置の届出)

第33条 工場等(騒音又は振動に係る特定施設が設置されていないものに限る。)に、騒音又は振動に係る特定施設を設置しようとする者は、当該特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類の数
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

(経過措置)

第34条 一の施設が騒音又は振動に係る特定施設となつた際現に工場等(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定施設の数等の変更)

第35条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第33条第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同条第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同条第4号に掲げる事項の変更が、当該工場等において発生する騒音若しくは振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

(計画変更勧告)

第36条 知事は、第33条又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべき

ことを勧告することができる。

(規制基準の遵守義務)

第37条 騒音又は振動に係る特定施設を設置する工場等を設置している者は、当該工場等に係る騒音又は振動に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第38条 知事は、騒音又は振動に係る特定施設を設置する工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第36条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第34条の規定による届出をした者の当該届出に係る工場等については、同条に規定する特定施設となつた日から3年間は適用しない。ただし、その者が第35条の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過した場合は、この限りでない。

(準用)

第39条 第22条及び第23条の規定は、第33条又は第34条の規定による届出をした者について準用する。

第6節 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第40条 特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行なう必要がある場合又は規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所(以下「作業場」という。)及び実施の期間
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施行する者は、すみやかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(改善命令等)

第41条 知事は、特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める規制基準に適合しないことによりその作業場の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該建設工事を施行する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行なつているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第7節 深夜騒音等に関する規制

(飲食店営業等に係る騒音の制限)

第42条 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により知事が指定した地域において飲食店営業等を営む者は、午後10時から翌日の午前6時までの間においては、当該営業を営むことにより、規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

(昭56条例39・全改)

(飲食店営業等に係る音響機器の使用制限)

第42条の2 前条に規定する地域のうち深夜における騒音を特に防止する必要がある区域として知事が指定する区域において飲食店営業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める音響機器を使用してはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該飲食店営業等に係る施設の外に漏れ出ない措置を講じた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、第1項の規定により区域を指定するときは、当該区域を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(昭56条例39・追加)

(拡声機の使用の制限)

第43条 何人も、住居の環境が良好である区域又は学校若しくは病院の周辺の区域であつて、規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機の使用の時間及び音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合は、この限りでない。

3 何人も、前2項に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するときは、規

則で定める場合を除き、拡声機の使用の時間及び場所並びに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(屋外燃焼行為の制限)

第44条 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生する物質であつて規則で定めるものを屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他ばい煙又は悪臭の発生を最少限にする方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

(勧告及び命令)

第45条 知事は、第42条、第42条の2第1項、第43条又は前条の規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境がそこなわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで当該違反行為をしているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(昭56条例39・一部改正)

第8節 自動車排出ガスの排出等の防止義務等

(平11条例10・追加)

(自動車排出ガスの排出等の防止義務)

第46条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下この条及び次条において同じ。)の使用者及び所有者は、必要な整備及び適正な運転を行うことにより、自動車から排出し、又は発生する排出ガス及び騒音を構造上やむを得ない限度にとどめるようにしなければならない。

(平11条例10・一部改正)

(自動車の駐車時の原動機の停止)

第46条の2 自動車を運転する者は、自動車の駐車(自動車が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止(人の乗降のための停止を除く。)をすること又は自動車が停止し、かつ、当該自動車の運転をする者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。)をする場合は、緊急その他やむを得ない理由のない限り、当該自動車の原動機を停止するように努めなければならない。

(平11条例10・追加)

第4章 雑則

(報告及び検査)

第47条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、若しくは排出している者から必要な報告を求め、又はその職員に、工場等、作業場その他の場所に立ち入り、関係帳簿書類、ばい煙等を発生し、若しくは排出する施設等の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外等)

第47条の2 知事が騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定した地域(この条において「騒音規制指定地域」という。)内の工場等に設置される騒音に係る特定施設のうち騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1に規定する施設を設置する者又は騒音規制指定地域内で行われる特定建設作業のうち同政令別表第2に規定する作業を行う者については、第3章第5節及び第6節の規定は、適用しない。

2 市町村が、公害の防止を図るため、その地域の自然的、社会的条件に応じて条例で必要な規制を定めた場合において、次の表の左欄に掲げる事項に関し、同表の右欄に掲げるこの条例の規定に相当する当該市町村の条例の規定による規制によつてこの条例の目的が達せられると知事が認めるときは、知事が指定する事項に係るこの条例の規定は、当該市町村の地域のうち知事が定める区域においては、知事が定める日から適用しない。

事項 関係規定

工場又は事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の規制に関する事項 第3章第3節(第26条を除く。)

工場及び事業場における事業活動に伴って発生する粉じん又は悪臭の規制に関する事項 第3章第4節

騒音規制指定地域内の工場及び事業場における事業活動に伴って発生する騒音の規制に関する事項(前項に規定する施設に係るものを除く。) 第3章第5節

騒音規制指定地域内における建設工事に伴って発生する騒音の規制に関する事項(前項に規定する作業に係るものを除く。) 第3章第6節

飲食店営業等に係る騒音の規制に関する事項 第42条

飲食店営業等に係る音響機器の使用の規制に関する事項 第42条の2第1項

拡声機を使用する放送に係る騒音の規制に関する事項 第43条第1項及び第2項

3 知事は、前項の規定によりこの条例の規定の適用を除外する区域、事項及び期日を定めたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(昭48条例53・追加、昭56条例39・平8条例16・一部改正)

(規則への委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第49条 第20条又は第25条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平4条例17・一部改正)

第49条の2 第38条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(平4条例17・追加)

第50条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第24条第1項又は第2項の規定に違反した者

(2) 第26条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

(平4条例17・一部改正)

第50条の2 第31条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(平4条例17・追加)

第51条 第17条又は第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第52条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条、第27条又は第29条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第21条第1項の規定に違反した者

(平4条例17・一部改正)

第52条の2 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第33条又は第35条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第41条第2項又は第45条第2項の規定による命令に違反した者

(平4条例17・追加)

第53条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第28条、第34条又は第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第47条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第49条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平4条例17・一部改正)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年3月規則第13号で、同47年4月14日から施行)

(鹿児島県公害防止条例の廃止)

2 鹿児島県公害防止条例(昭和45年鹿児島県条例第28号)は、廃止する。

附則(昭和48年12月25日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和56年12月23日条例第39号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第2号で、同57年6月22日から施行)

附則(平成4年3月27日条例第17号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附則(平成8年3月27日条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附則(平成11年3月26日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2・3 (省略)

附則(平成13年3月27日条例第11号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。